

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 25 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	ミナモトデンキカブシキガイシャ 南本電気株式会社
	住所	奈良市南永井町109-40
	フリガナ 代表者氏名	ミナモト ケイジ 代表取締役 南本 敬二
	電話番号	0742-61-5333
	FAX番号	0742-63-3314
	メールアドレス	hayaki.minamimoto@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 25 日

届出者

氏名又は名称 **南本電気株式会社**  
住 所 奈良市南永井町109-40  
代表者氏名 **代表取締役 南本敬二**

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミナモトデンキカブシキガイシャ <b>南本電気株式会社</b>		
住 所	奈良市南永井町109-40		
フリガナ 代表者の氏名	ミナモト ケイジ <b>代表取締役 南本敬二</b>		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役 南本敬二 " 南本勇輝 取締役 南本育子 " 金野治美 " 南本優矢 監査役 南本昭夫	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 8 月 25 日

申請者

氏名又は名称

南本電気株式会社

住 所

奈良市南永井町109-40

代表者氏名

代表取締役 南 本 敬 二

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良市南永井町109番地の40（1-161）  
南本電気株式会社

会社法人等番号	1500-01-002367
商号	南本電気株式会社
本店	奈良市南永井町109番地の40（1-161）
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成3年3月28日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気工事業</li> <li>2 電気通信工事業</li> <li>3 管工事業</li> <li>4 水道施設工事業</li> <li>5 上下水道工事業</li> <li>6 土木工事業</li> <li>7 建築工事業</li> <li>8 消防施設工事業</li> <li>9 熱絶縁工事業</li> <li>10 機械器具設置工事業</li> <li>11 家庭用及び業務用電化製品の販売及び修理</li> <li>12 厨房機器等の住宅設備機器の販売、設置工事及び修理</li> <li>13 その他上記各号に附帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成15年 2月25日変更      平成15年 2月28日登記</p>
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
株券を発行する旨 の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記</p>
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。



奈良市南永井町109番地の40(1-161)  
南本電気株式会社

役員に関する事項	取締役	南本敬二	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	取締役	南本育子	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	取締役	鍵谷治美	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	取締役	南本優矢	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	取締役	南本勇輝	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	奈良市南永井町109番地の40(1-161) 代表取締役	南本敬二	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	奈良市北之庄町53番地の2若草マンション103号 代表取締役	南本勇輝	令和 3年 5月 1日就任 令和 3年 5月 6日登記
	監査役	南本昭夫	平成29年 9月12日就任 平成29年10月20日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年10月20日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記	



奈良市南永井町109番地の40(1-161)  
南本電気株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 6月 2日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹

